

第1回吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定委員会 議事概要

1 開催日時 令和7年(2025年)6月26日(木) 午前9時30分から午前11時00分まで

2 開催場所 千里ニュータウンプラザ8階 千里市民センター多目的ルーム

3 出席委員

橋爪 真

橋本 理

大形 智美

敷地 咲子

長谷川 真哉

4 欠席委員

なし

5 出席市職員(事務局)

市民自治推進室

参事 田中 満明

主幹 村山 暢彦

主査 近藤 幸寿

主査 浜田 康憲

係員 西口 幸佳

6 会議次第

(1) 出席者紹介

(2) 委員長及び副委員長の選任

(3) 諮問

(4) 申請要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について

(5) 質疑応答その他

(6) 採決

(7) その他 今後のスケジュールについて

7 議事の概要

(開 会)

【市民自治推進室参事の挨拶】

【配布資料の確認】

(1) 出席者紹介

【出席委員及び事務局職員の紹介】

(2) 委員長及び副委員長の選任

【委員長及び副委員長を委員の互選により選任】

委員長に橋爪委員、副委員長に橋本委員を選任

(3) 諮問

【委員長に諮問書を手交】

委員長

それでは、本日の出席者の状況の報告を事務局からお願いいたします。

事務局

本日は、選定委員の総数5名のうち、出席委員5名で、半数以上の出席がございますので、吹田市地区市民ホール条例施行規則第23条の第3項及び吹田市立コミュニティセンター条例施行規則第26条第3項の規定により、本選定委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本選定委員会は、吹田市情報公開条例第28条第2号の規定に基づき、「非公開」といたします。

(4) 申請要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について

委員長

それでは本選定委員会では、地区市民ホール8館、それからコミュニティセンター4館、合計12館の指定管理者候補者について審議して参ります。次第の4「申請要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について」、事務局から概要説明を受けた後、審議を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。それではまず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【申請要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について説明】

委員長

申請要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について事務局から説明をいただきました。次に次第5、質疑応答その他に移りたいと思います。ただいまの事務局の説明からご意見、ご質問ございませんでしょうか。ご意見ご質問ございましたら挙手の上、お願いいたします。

委員

評価の仕方ですが、例年どういう形でつけるのでしょうか。結構厳しくつけるものなのか、それとも、基準に見合っていたら、満点や高い点をつけているのでしょうか。

事務局

指標にそって評価をしていただいています。

委員

基本的に自分が思った点数をつけるということですね。

事務局

その通りです。

委員

22ページの(1)の選定方法と、資料5-2の選定方法がありますが、22ページで申し上げると、「(2)選定項目に基づいて審査し、指定管理者候補者を選びます。」とあり、その次ですね、各委員の合計点数の平均点という表現がわかりにくいのですが、各委員の合計点数を足し合わせて委員の数で割ったものが平均にはなるんですけども、この「各委員の合計点数の平均で」の「の」がどこにかかっているかの表現がわかりにくくて、そもそも読んでいる部分は何人いるかなど、わからないままこの表現を見てどのように採点されているかを読み手が理解するの

が難しいのではないかなと思います。

委員長

資料 3 の 22 ページの 20 番、(1)の選定方法、3 行目の各委員の合計点数の平均点が 100 点満点中60点に満たない場合というところの計算方法について事務局からご説明をいただきたいと思います。

事務局

表記の仕方になると思いますが、委員からもご指摘のあったように、この文言の表現ですが、各委員の合計点数を足し合わせて各委員の数で割った点数が 60 点に満たない場合は、という内容はどうでしょうか。

委員

そうですね。採点した各委員の合計点数を、採点した委員数で割ったものと明確にした方がいいのではないかなと思います。どこに何がかかっているのかわかりにくいので、明確にしたほうがいいのではないかなと思います。

委員長

それぞれの委員が合計した100と書いているところの横の欄、そこに書かれたものを全委員合計して、委員の合数で割ったもの、とすることによろしいでしょうか。

事務局

そのように修正いたします。

委員

資料 2 の 2 ページから 3 ページにかけて、各施設の利用状況について記載されておりますが、令和2年度はコロナの影響で利用者数が大幅に落ち込んでいるとこれは理解できますし、徐々に回復していると思うんですけども、桃山台市民ホールに関して少し回復状況が鈍いように思いますが、これについて何か事情がございましたらお聞かせいただければと思います。

事務局

桃山台市民ホールですが、もともと他の施設と比べまして、部屋の数も多くございます。またコロナ前は、団体で使われることも多かったんですけども、コロナ禍に入りまして、結局皆さん団体活動を休止するような形になりました。コロナも緩和されてきたんですけども、一旦お休みされると、また集まって活動しましょうかということを、なかなか一歩踏み出せない団体さんが多くございまして、今も声掛けをさせていただいているんですけども、結果的にそのまま、もう、休止状態となり、やがて辞められているところも結構あると聞いております。その影響で人数が、当初思っていたより伸びてこなかったと、現時点では、コロナ前の水準に近くはなっておりますが、やはり思っていた以上に、コロナの影響が大きかったのではないかと運営委員長に確認しております。

委員

ありがとうございます。件数よりも人数の方は去年に比べて今年大分伸びているようではございますので、少し大型の団体の方の利用は少しずつ増えてきているのかなとお見受けいたします。

事務局

追加で申し上げます。例えばサークルでコーラスとか、声を出す活動で週に何回も使われている団体が複数ございまして、コロナ禍では飛沫防止などいろいろな制限があって、その後制限が緩和された中でも、やっぱりご高齢の方が多かったので、なかなか再開には至っておらず、そういったことも要因だったのではないかと考えております。

委員長

ありがとうございます。ほかご質問いかがでしょうか。選定基準、選定項目について等、いかがでございましょうか。何か疑問の点ございましたらお願いいたします。

委員

選定基準、選定項目の配点についてなんですけれども、5 点の配点の項目 10 点の配点の項目がございまして。視点が二つ三つあるところが 10 点になっているのは何となくわかるのですけれども、中には視点が 1 個しかないのに 10 点と配点されているところがございまして。この 5 点 10 点の配点の意図についてご説明いただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局

それぞれの配点の基準が一つ一つに対して 10 点とか 5 点あるということですが、まず市民ホールとコミュニティセンターですが、これは非公募ということで、何ををもって非公募しているかと言いますと、地域団体で構成されているところに指定管理を担っていただいています。こういう市民ホールとかコミュニティセンターというのは、地域でご利用いただくことに重点を置いて、利用いただく時に何を重要視するかと言いますと、安全性であるとか、利用者が利用しやすい環境、そういうものをやはり主に置くべきではないかということで見させていただきますと、10 点を置いているのが、例えば(1)②は 10 点は三つあるのですが、これは市民の平等な利用確保、高齢者や障がい者を含むすべての市民に対する配慮があるか、市と協力・協働について積極的な姿勢がある、というのがあります。あと(2)のところで言うと、施設の利用サービスの向上策が具体的に示されている、これは地域住民が施設を使うときに、いろいろこういうふうにしたいなという声があると思っています。そういう声を確実にとらえて、具体的に改善策などが示されているかというものであるとか、あとは(3)で言うと、安定的な管理運営を行うために、窓口対応等していただきますので、適切に人員の配置がなされているとか、何かあったときの責任の所在が具体的に示されているとか、管理運営する上で、身近なところで地域の方と連携をとっていただけるような内容については、10 点の配点となっております。

委員長

ありがとうございました。他、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

委員

選定基準の(4)なんですけど、収支計画書の内容、どうも管理経費の縮減ということで、コストカットにかなりウエイトを置いた基準であるかのように思うんですけど、コストカットもちろん冗費は節減すべきかと思いますが、あまり縮減を強調されると必要な経費が本当に支出されないのではないかというふうに懸念する部分もございまして、その点に関してはいかがでしょうか。

事務局

コストにつきましては、無理やりカットしていただくという発想ではなくて、そのままにしておくとか肥大化しやすいところを一定抑制というかコスト意識を持ってもらうと。そういったような発想のもとでこういった項目を設けておりまして、無理やり切っていただくとか、無理をしていただくとか、そういった主眼でこの項目を設けているものではないというところでございます。

委員

その点の意図については正しく管理者の方には伝えられているとみていいんでしょうか。

事務局

そのようにしております。

委員

今ご質問があったのでちょっと気になったんですけども(4)の、例えば「コスト削減の方策」と下の「経費の縮減」というのはだぶっているの、下が効果的な管理運営とかにしてもいいのかなと思いました。

事務局

ありがとうございます。少し表現的にも紛らわしい点がございますので改善を考えていきたいと思えます。

委員

(2)の「事業計画書の内容が効用を最大限に発揮するものであること」のところの④の「サービスの向上を図るための具体的手法」ですが、その二つ目の評価の視点の、気になるのは人権等に係る研修方針という職員の接遇はともかく、人権はどちらかというと平等な利用確保というところに関わると私は思います。というのは、必ず守るべき管理者としての、守らなければいけないことと、それをより効果的にというレベルの次元とは違うものであり、より積極的にという部分と、必ず絶対に守らなければいけない人権という部分は、別ではないかと。本当は(1)の②のところ、人権等に係る研修方針等が含まれた方が望ましいのではないかとはい思いました。

事務局

市の方針等に沿った管理運営の実施というところで、情報公開への対応であるとか、環境への配慮であるとか、障がい者の人への合理的配慮であるとか、その中に人権研修の実施ということで、これは指定管理者に対して、施設の管理運営、業務を行うにあたって、業務に従事する人が人権について正しい知識を持って業務が遂行できるように、人権研修を行ってくださいということで設けております。

委員

人権研修は必須なので、サービスの利用向上というのは、よりプラスの話だから違う話じゃないですかというのが私の質問の意図です。

委員長

選定基準(2)④のサービスの向上に関する項目に含まれているところがおかしいというご指摘だと理解してよろしいですか。

委員

はい。

委員長

項目として含まれていること、視点として含まれていることに対して、異を唱えておられるわけではありません。ただサービスの向上とは別問題ではないかということでの指摘でございます。

事務局

再度確認しまして、基準の変更の(案)を委員長を始めまして、委員の皆様にも、こういう内容でどうですかということで、ご確認させていただきたいと思います。お時間をいただきたいと思います。

委員

私見ですが、変更される場合ですね、④の内容を二つに分けて④、⑤として、人権研修と、いうふうにされて、以下1つずつを⑥、⑦というふうに続けられてはいかがかなというふうに思っております。私見でございますので、事務局の方でまたご検討いただければと思います。

事務局

承知いたしました。

委員

評価についての考え方にアドバイスをお願いできたらと思うのですが、ホールの立地条件によって、地域性といいますか、非常に高齢者さんが多い地域であるとか、転勤族の方が多い地域とか、ある程度特色があるのかなと思ったんです。というのも先ほど桃山台市民ホールさんは高齢者さんが多い地域で活動をやめられたりもしたのかなというふうに感じました。その場合、資料5-1の(2)の②の利用者にとって魅力のある事業計画内容となっているというのと、高齢者や障害者を含め、すべての市民を対象にしたプログラムの提案がなされているというあたりで、地域性を意識した事業案を打ち出されているのを良しとするのか、すべて平等にこういう高齢者に対してどういうアプローチを例えられているかというふうに評価対象として考えたほうがいいのか、どっちにウエイトを置いたほうがいいのかというふうに思ったところがございまして、教えていただけたらなと思って質問させていただきました。

事務局

地域の実情、地域の特性ってということは、どの施設にもあるかと思しますので、高齢者だから障がい者だから、別にそういうふうな括りではなくて地域の住民という幅広い視点に立ったところで、その地域の特性に応じた運営方法をとっているかどうかというところで評価してもらえたらいいのかなと思います。

委員長

ありがとうございます。地域の利用者の方全体のことを考えて、ただしもちろん高齢者、障がい者を排除するという内容にはなっていないということでの理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい、その通りです。

委員

資料 3 の 23 ページだと、字が小さくて見づらいので、資料 5-1 の若干大きめのサイズで表記していただけるでしょうか。

事務局

そのように修正させていただきます。

委員

資料 5-1 の (3) の②のところについて2点お伺いします。過去 3 年間の決算報告書の経常及び営業損益とされている理由をお伺いしたいのが一点目。その決算報告書から組織的能力があるっていう部分、財政的はわかるんですけど組織的能力があるかっていうのは、決算報告書から多分判断は、組織的ってつけられている理由はなぜかというところが二点目です。

事務局

選定基準ですけれども、市の指定管理者ガイドラインに基本沿った形で基準を設けておりまして、こちら辺の評価の視点であったり、基準、評価項目においても、あくまで現時点では案の状態ですので、皆様のご意見とかを反映させていただき、表現がわかりにくいとか、そういったところも含めて、皆さんで考えていただけたら、というふうに思っております。ですので、今ご指摘のあった経常及び営業損益であったり、組織的っていうところの文言においても、変更、もし評価をする、市民ホール等を評価するという観点で考えたときに、どのように修正すれば一番望ましいのかとか、ご助言いただけたら幸いです。

委員

決算報告書がまずどんなものがあるかっていうのは多分、この資料からわからないので、結局、経常損益を見たほうがいいのか、営業損益を見たほうがいいのか、もしくは両方見たほうがいいのか、というのは決算報告書がなくてはなかなか判断しづらいので、例えばその経常損益と営業損益があって、その間に多分何かしらの項目があると思うんですけど、すごく突発的なものがよくあって、例えば、もともと営業損益がマイナスだったけど、何か突発的な何かがあって経常損益がプラスでしたっていうような事象があった場合であれば、営業損益を見たほうがいいよねっていうこともあるし、経常損益については、普通突発的なものは何も入ってないような利益だと思うので、それだったら経常損益であげてもいいのかなと思いますが、決算報告書を見てないので今決めるっていうのは難しいです。なので、濁すのであれば経常及び営業とかっていうことになりますけど、今断言は難しいですね。今までこの審査基準で、特に誰も困ってないっていうのであれば、一旦、そのままとし、次決算報告書を見るときに、また案を出させていただくのもいいかなと思います。組織的な部分に関しては、特にいらないのかなっていうのは個人的な意見です。

事務局

担当の方から先ほどお答えしました通り、言い訳がましいですけど、吹田市のひな形を用いながらこういった背景になっています。この場で議論いただいている指定管理の選定は、地域

団体をお願いすることとなっています。一方ひな形で想定を置いているのは大方、株式会社さんとかが担われるケースということですので、この地域の方に担われるのは、レアなケースです。したがって結論ですけど、なかなかこの決算報告書から組織の課題が浮かび上がるかというのは、この場面では似つかわしくないのかなと思ったりします。今ご助言いただいていますけど、なかなかこの組織的な体質とかそういったものまでは見えてこないということも思うところがあります。この辺りを整理をさせていただけたらなと思っております。

委員

今の件に関しては、やはり今回の指定管理料の額等から言ってもかなり、そんなに他の指定管理者より比較的小さいんですけども、その中でどういう財政的基盤の見方が望ましいかというのは会計を専門としている委員（以下、専門委員）が一番詳しいので、やはりこれまでのものをご覧いただいた上で事務局とご相談いただいて、委員長に上げていただくような手順で事前に明確な評価基準を文言として明確に定められた方がいいのではないかと思います。各委員の皆さんのご同意があればそのような形が望ましいのではないかと思います。

事務局

そのような形で進めさせていただけたらと思います。

委員長

それでは専門委員と文言について、事務局と打ち合わせいただきまして、その結果を私にご報告いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局

そのようにいたします。

委員

今のこの（３）の②についてなんですけれども、正直に申し上げて、決算報告書を見て財政的能力を判断するのは、専門委員以外困難であるように思うんですね。ですから次回選定基準、評価をする際に、可能であれば専門委員には申し訳ないですけども、ご説明をいただければありがたいなと思っておりすがいかがでございましょうか。

委員

はい、わかりました。

委員

最後ですけども指定管理料が、令和８年から１２年まで少しずつ、額が増えているのは、物価変動ということの考慮なのかということと、リスク分担表において、物価の変動は、指定管理者が負うけれども、著しい変動の場合はというふうになっていますけど、昨今かなり指定管理者の状況が厳しい、今回の対象の場合はそれほど大きな問題じゃないかもしれませんが、人件費等もありますので、物価変動について、どのように事務局の方でお考えの上でこの案が出されたのかについての説明だけいただければと思っております。

事務局

まず予算の部分ですけども、吹田市の方では大阪府の最低賃金が上がるっていうことを

見込んで、最低賃金を含めて過去の５年間の推移とかっていうのを積算して、予算計上をしています。物価変動に関することでのリスク分担表ですけれども、物価変動も起きるか起きないかっていうのはわからない状態であるということも踏まえて、経費に関しては一定事務費は予算計上してっておりますので、その中で対応していただくというような考え方で、物価変動に関するリスクは指定管理者となっています。物価変動に関するものを含めて、事務費の増額をしていますので、そこで対応していただくという考え方で、指定管理者が負担しているというような次第です。

委員

市民ホールやコミュニティセンターで、金額明示されており、１時間増しとかっていうのを書いてらっしゃるんですけれども、実際使う時とかに、基本的に１時間増しっていうのは、いつの段階で使えるのかということがわかりにくいです。片付けられなかったっていう時に、要するにその時間で終われないから追加されるだけのものを書いてらっしゃるのでしょうか。基本的に使うときに、１時間増して予約していいですかって尋ねたらそれは認めてもらえないじゃないですか。このようなことがあるので、こういうのをずっと、値段設定してらっしゃるんですけれども、こういうのを公に出しているのだしたら、その１時間追加料金を使える状況っていうのは必要だと思いますが、実際のところ使えない状況で、こういうものをずっと明記しているっていうのはどうかなって思っていました。そういうのも含めて、いつも役所さんが決めるんですかね。この金額などは。なのでその辺を、今回はこれに関する話ではありませんが、そういうのもやっぱり使ってる立場から考えて欲しいなっていうのが、今回資料に載っていたので言わせていただきました。

事務局

6-3の資料で4ページ、5ページが料金表になっています。この辺りのご指摘の中で右から2番目あたりで１時間増すごとの設定があります。まず前提としまして、これを決めているのは市ですので、指定管理とは関係ございません。この枠組みは我々市が責任を負うべきところで、「１時間増すごと」については、実際のところ例えば部屋が埋まっていて、午前の部、夕方の部、が埋まっていたら、その１時間増すごとにっていうのはできないと思うんですね。想定しますのは午前の部が終われば、清掃なり片付けが入って、次、午後の部、午後の部も終われば、また清掃とか片付けがあって、夜間の部となりますので、基本的には時間増すごとって次の例えば当日午前の利用時までには午後の部が空いていて、別にその準備に支障が生じない場合は、多分１時間増すごとにというのは、可能だと思います。

委員

ただ当日に追加はできないですね。

事務局

当日に追加はできないですね。

委員

予約の段階で空きがあったとして１時間使います。2時間追加してくださいっていうことで依頼をかけても午前、午後で取ってくださいって言われますよね。

事務局

結局、後ろが必ず空いている状態にならないといけないので、ということは、例えば 1 時間延長しますということで申し込みしてしまうと、午前多分使っていますよね。そのあと 1 時間延長して片付けしますよ、となった場合に、次の利用の人は 1 時間延長されると、午前の人と入れ替えて、時間がかち合って、時間が短くなったと思う部分もあるんですよ。それが起こらないように、午前の部と午後の部、両方とってくださいねと施設から説明を受けていると思います。

委員

それもわかります。であればこの「1 時間増すごと」というのは書くべきではないのではないかなって思います。当日に、午前使って昼から空いているから、追加で 1 時間やります、2 時間やりますって可能なんですか。多分駄目だと思うんですけど、当日に、その場所を予約するのって、多分今無理になったと思うんですよ。現状、ネットで施設予約するんですけども、それにはちょっと全然適していないので。

事務局

そうですね。まず利用料金につきましても、この市民センター、ホール、コミセンに限らず全施設に同じような表記があると思うんですけど、1 時間増すごと、これを何で使っているかと言いますと、先ほど説明させていただきましたけども、指定の午前の部が終わった後に、片付けとか少し時間が延長する可能性がある、その場合に、要は、設定している時間配分が午前でしたら 9 時から 12 時、午後からでしたら 13 時からというその間 1 時間。この時間に使うためには、本来その時間分の使用料を規定しなければ使えないという理屈になってしまうので、それへの対応として、「1 時間増すごと」の枠を設けています。ですけども実態としては、その利用は認められないのではないかというふうな話を受けました。改正となれば全庁的に、実態に即したとらえ方でどういうふうに変えていくかという説明とかもしていかなければなりません。本市では、4 年毎に料金の見直しを行っております。直近の見直しでは、市民自治推進室所管の施設についてはすべての施設で料金改定をしております。次回になりますけども、その間に、こういうご意見をいただいたというのを含めまして、例えば 1 時間追加の部分が必要ということであれば、それについても見直しの検討をさせていただきます。今言われているのは、午前の部じゃなくて 1 時間毎に料金設定できないかということです。午前の部を予約しても、実際使うのは 1 時間だけということであれば、残りの時間は他の団体が使えるんじゃないかというご意見もいただいています。そこら辺も、今検討させていただいている内容になります。今ご意見いただいた内容については、次の段階になってしまうんですけども、庁内でも、施設でこういう意見があったということで、共有させていただいて、次の見直しを待たずに改正できるのであれば、改めさせていただきます。ありがとうございます。

委員長

条例の改正になるかと思うので、今いただいた意見、必ず記録にとどめていただきまして、反映について一考していただきますようお願いをいたします。

では、いろいろとご意見、ご質問いただきましたけれども、次第の 6 の採決に移らせていた

だきたいと思います。それでは申請要項、選定方法、選定項目及び基準、そして評価方法について、一括して審議を行いたいと思います。一部評価方法の、先ほどご指摘ありました表記の仕方、評価の視点ですね、視点につきまして評価の方法、これにつきましては、事務局と専門委員とでご協議いただいた上で、改めて修正を加えていただくということではございますけれども、その他、2の項目につきまして、本案を承認することについて、異議はございませんでしょうか。

全委員

(異議の発言なし)

委員長

では、異議なしと認めますので、本案につきましては、承認とさせていただきます。承認されました申請要項、選定方法、選定項目及び基準、評価に基づきまして、指定管理者候補者の選定を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

では最後に事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

事務局

今後のスケジュールにつきましては、申請要項の16ページの13、応募等のスケジュールということで、今後の想定スケジュールを書かせていただいております。第2回の選定委員会ですけれども、10月上旬に第2回を予定しております。第2回の選定委員会では、応募申請者から提出された書類を、本日ご承認いただきました選定方法、評価方法に基づきまして、委員の皆さんに評価していただいて、次期指定管理者候補者を選定していきたいと思っております。日程調整につきましては、改めて皆様にメールの方でお伺いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員

1点確認させてください。私たちがしなければいけないことは、第2回の委員会の前に、まず、各施設に関しての書類をいただいて、差し当たって採点をしておいて、この場で本採点して、その場で集計するみたいなイメージで合っているのかについて教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

ご理解の通りでございます。先ほどご案内させていただきましたけど、10月に第2回を開く前に、それに先だって申請者からの提出書類の写しをお渡しして、第2回までに仮採点をしていただいた上で、その当日に、本採点していただき、それを集計して決定していくといったようなことでございます。

委員長

事務局の方から、申請者から提出された書類、事業計画書が送られてくるかと、或いは渡されるかと思いますが、そちらの方、事前に見ていただいて、このぐらいいかなというような想定を大体しておいていただくとこんなことでよろしいですか。

事務局

そのとおりです。

委員長

ではそのようにご理解いただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

何かご質問等ございましたら事務局の方へお問い合わせいただいたら結構かと思いたすので、よろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、第 1 回吹田市地区市民ホール等指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。